



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

柳澤会計グループ代表就任のごあいさつ

「柳澤会計」は、創業から40年、税務・会計を中心に、地域みなさんと共に歩んできました。40年の間にみなさんの様々なニーズに応えるために、税理士法人、社会保険労務士法人や諏訪・茅野相続支援センターなど、様々な会社と組織で対応するようになりました。この40年の節目により一層みなさんのお役に立てるように、関連会社・組織をまとめて「柳澤会計グループ」と称し、統括体制を変更致しました。また、統括体制の変更にもない、グループ会長に柳澤孝男、グループ代表に橋本健治が就任致しました。

私は、26年間、柳澤会計と共に歩んできました。長い間この仕事が続けられたこと、今の自分があるのは、「人」の力です。支えてくれた人、叱咤激励してくれた人、様々な人のおかげで今があります。

我々の仕事は、「数字入力作業」や「数字とにらめっこ」、「書類作成」という印象があり、数字や書類を「もの」として捉えがちです。しかし、それは大きな間違いで、書類や数字には、必ず意味や理由があり、書類や数字の向こうに必ず「人」が存在します。「人」を思って、仕事をする。これが大切だと考えています。柳澤会計グループは、自分・家族はもちろん、同僚・友人、お客様や地域の方々など、かかわる全ての「人」を思って、これからも様々なことに取り組んで行きます。

グループ一同より皆様のお役に立てられるよう鋭意努力し、かかわる全ての人から信頼される専門家グループとして在り続けられるよう精進致します。今後も「柳澤会計グループ」をよろしく、お願い致します。

私、個人としても、グループ全体の統括を行いながら、税理士法人柳澤会計で今まで通り、現場でお客様のサポートを続けて行きますのでよろしくお願い致します。



グループ代表 橋本健治

弊社の働き方改革への対応について

弊社では働き方改革への対応の1つとして就業時間の変更を行いました。

これまで10月～4月まで8時30分～17時30分、5月～9月まではサマータイムを導入し8時～17時の勤務時間としていましたが、通期8時～17時の勤務時間としました。

勤務時間(通期)：8時00分～17時00分(電話受付 9時～17時)

この変更により従業員の負担の軽減・業務の効率化を進めていきます。

- ・道路混雑の時間帯を避けることによる通勤負担の軽減
- ・勤務時間が午前・午後4時間ずつとなり、比較的落ち着いている午前中の時間を有効活用し効率を高める
- ・早めに帰宅できることによるプライベートの時間の充実

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

民法改正～成年年齢の引き下げ②～

明治時代から今日まで約 140 年間、日本での成年年齢は 20 歳と民法で定められていました。2018 年（平成 30 年）6 月に、民法の定める成年年齢を 18 歳に引き下げる内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、成年年齢の見直しがされました。それに伴い、国税庁において相続税法基本通達等の一部改正を行っています。

今回は、成年年齢引き下げによる相続・贈与への影響を見ていきます。

■ 相続への影響

① 遺産分割協議書への署名

未成年は法律行為を自ら行うことができないため、家庭裁判所で選任してもらった特別代理人又は、利益相反でなければ法定代理人により遺産分割協議をおこなう必要がありました。

令和 4 年 4 月 1 日以降、満 18 歳になっていれば、自分の意思と署名で遺産分割協議書に署名することができます。



② 未成年者控除の年齢引き下げ

未成年者控除とは、相続又は遺贈により財産を取得した国内に住所を有する法定相続人が 20 歳未満である場合に、相続税額から未成年者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円で計算した額を、相続税額から控除することができるものです。

成年年齢の引き下げにより 20 歳未満ではなく、18 歳未満の者までの適用となります。

■ 贈与への影響

① 相続時精算課税制度

相続時精算課税の制度とは、原則として 60 歳以上の父母又は祖父母から、20 歳以上の子又は孫に対し、財産を贈与した場合において選択できる贈与税の制度です。相続時精算課税制度は、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500 万円。ただし、前年以前において、既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度となります。）があるため、特別控除額の範囲内であれば、贈与税の負担をすることなく贈与が可能となります。

相続時精算課税制度についても、年齢要件の引き下げにより 18 歳以上の子又は孫に対する贈与から適用できるようになります。

② その他の年齢要件の引き下げ

次の制度においても受贈者の年齢要件が 18 歳以上（現行：20 歳以上）に引き下げられます。

- 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例
- 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度

■ 適用開始時期

上記の改正は、令和 4 年 4 月 1 日以後に相続または贈与により取得する財産に係る相続税または贈与税から適用されます。

税金・会計 Q&A



取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合、その減額分について、法人税の取扱上、寄附金になりますか？

<事例>

当社は、店舗用物件やテナント等を賃貸する不動産貸付業を行っています。今般、新型コロナウイルス感染症の影響で、物件を賃借している事業者から、賃料の減額を求められています。そこで、当社としては、賃料の減額を求められた場合、感染症の流行が終息するまでの期間に限って、賃料の減額に応じるつもりです。このように当社が取引先等に対して、復旧支援のため、賃料の減額に応じた場合に、その賃料の減額分については、法人税の取扱上、寄附金として取り扱われるのでしょうか。

<回答>

企業が、賃貸借契約を締結している取引先等に対して賃料の減額を行った場合、その賃料を減額したことに合理的な理由がなければ、減額した金額について、税務上、原則として、相手方に対する寄附金として取り扱われます。ただし、次の条件を満たすものであれば、実質的には取引先等との取引条件の変更と考えられ、その減額した金額については、寄附金として取り扱われることはありません。

- ①取引先等において、新型コロナウイルス感染症に関連して収入が減少し、事業継続が困難となったこと、又は困難となるおそれが明らかであること。
- ②賃料の減額が、取引先等の復旧支援を目的としたものであり、書面などにより確認できること。
- ③賃料の減額が、取引先等において被害が生じた後、相当の期間（通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間をいいます。）内に行われたものであること。

企業がマスクを取引先等に無償提供した場合、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか？

<事例>

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組として、関連する子会社等に対して、マスクや消毒液を無償で提供する予定です。この取組は、感染症の流行が終息するまでの期間に限定して行うものですが、このようなマスク等の提供に要する費用は、法人税の取扱上、寄附金以外の費用に該当するでしょうか。



<回答>

貴社が行うマスク等の無償提供が、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、緊急、かつ、感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであり、次の条件を満たすものであれば、事業遂行上、必要な経費と考えられますので、その提供に要する費用（マスク等の購入費用、送料等）の額は、寄附金以外の費用に該当します。

- ①提供を行う取引先等において、マスクの不足が生じていることにより業務の遂行上、著しい支障が生じている、又は今後生じるおそれがあること。
 - ②その取引先等が業務を維持できない場合には、貴社において、操業が維持できない、営業に支障が生じる、仕入れ等が困難になるといった、貴社の業務に直接又は間接的な影響が生じること。
- なお、上記の①及び②の条件を満たすものであっても、その提供先において、無償提供したマスク等が転売されているといった事実がある場合には、事業遂行上、必要な経費とは認められませんので、その提供に要する費用は、税務上、寄附金に該当します。

令和2年分 年末調整のお知らせ

年末調整は、毎月の給与や賞与などの支払の際に源泉徴収した税額と、その年の給与総額に係る年税額とを比べ、その過不足額を精算するという大切な手続きです。

■年末調整による源泉所得税の納付期限

納期特例の承認を受けていない・・・1月12日（火）

納期特例の承認を受けている・・・1月20日（水）

■給与の支払者へ提出する申告書

3種類の申告書を年末調整時に給与の支払者に提出することになっています。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 **扶**

給与所得者の保険料控除申告書 **保**

給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 **基・配・所**

■令和2年分の年末調整の改正

令和2年分の年末調整は改正事項が多く、それに伴う申告書の様式変更等もあります。

例えば「基礎控除」を受けるためには新設された基礎控除申告書を提出する必要があります。

【改正事項】

- ・給与所得控除の改正
- ・基礎控除の改正
- ・子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設
- ・源泉徴収簿の様式変更
- ・各種所得控除を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等の改正
- ・ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する改正
- ・年末調整手続の電子化に向けた取組の開始

（所得税委員会）

職員コラム ～山の神様～ 中村良江

実りの秋を迎え、黄金色の稲穂が刈られ、蕎麦が実っています。出勤前のわずかな時間をウォーキングでリフレッシュしていますが、自分の足で歩くことで、四季折々の自然の姿を肌で感じられることは、小さな幸せを感じます。桜から新緑、田植えの時期、色とりどりの花を愛で、収穫を迎え、霜が降りて、雪が舞い、刺さるような寒さ…。結婚を機に茅野に住み始め28年を過ぎましたが、八ヶ岳が雪化粧する様は、毎年同じ繰り返しののに感動します。「この地は山の神様に守られているから災害にも見舞われない」と伺いました。記憶に新しい1年前の台風被害、全国で大きな自然災害が起きても、申し訳ないくらい安全に暮らせることは、本当にありがたいことです。八ヶ岳に向かって、敬虔な気持ちで手を合わせたくります。三人の子どもたちは社会人となり茅野を離れていますが、帰省して八ヶ岳の姿が現れると、不思議とほっとする気持ちになるようです。



今年はコロナ禍で遠方への外出も控えているため、久しぶりに自宅近くの里山「小泉山（標高 1,069m）」に3回ほど登りました。里山といえども頂上まで登るとちょっとした達成感が味わえます。頂上から眺める茅野の風景もまた格別です。茅野市は市域4分の3が森林で「ふれあい里山づくり条例」もあると知りました。里山で小さな登山をして、山の神様の恩恵を体いっぱい受けてみたいです。そして山の神様がこのコロナ禍を吹き飛ばしてくれることを祈っています。